



2022年11月22日

各 位

会社名 株式会社 パルマ
代表者名 代表取締役社長 清水 誠一
(コード：3461 東証グロース)
問合せ先 執行役員管理部長 赤羽 秀行
電話番号 03 - 3234 - 0358

定款一部変更に伴うお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月21日開催予定の第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第19条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第19条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条の商号の変更は、平成21年11月16日から実施する。</p>	<p><u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>第1条</u> 第1条の商号の変更は、平成21年11月16日から実施する。</p> <p><u>第2条</u> 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>2</u> 本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定時株主総会開催日 2022年12月21日
効力発生日 2022年12月21日

以 上